

## 第 2 回鳥取市開発審査会議事録

1 日 時 平成 1 8 年 1 月 1 2 日 ( 木 ) 1 3 : 3 0 ~

2 場 所 鳥取市役所本庁舎 4 階第 3 会議室

3 出席者

【委員】岸本晟会長、濱田香委員、奥山育英委員、大北美知枝委員、  
松浦喜房委員

【事務局】綾木都市整備部長、戸田都市計画課長、檀原主査、馬林技師、  
太田垣主事

4 欠席者 河本充弘委員、常田明美委員

5 主な会議概要

区分	公開又は 非公開の別	申請の概要	議事の概要
・議案第 1 号 都市計画法第 2 9 条第 1 項の 規定による開発 行為の許可につ いて ( 鳥取市長 諮問 )	非公開	・申請地に 係る建築物 の用途 集会所及 び農産物加 工・直売所 ( 個別案 件 )	・既存集落の現集会所は老朽化し ており、かつ、立地条件が悪いた め、県道沿いに位置し、交通の便 の良い申請地において、当該集落 を中心とした地区の農家が自ら生 産した農産物を加工し、直売する 施設を集会所に併設し、建築する ものであり、異議なしで承認され た。
・議案第 2 号 都市計画法第 4 3 条第 1 項の 規定による建築 物の建築の許可 について ( 鳥取 市長諮問 )	非公開	・申請地に 係る建築物 の用途 専用住宅 ( 公共移 転 )	・県道の拡幅工事により母屋、車 庫が移転対象となり、残地での機 能復元及び代替地の検討をした が、適地が見当たらなかつたた め、本申請地に専用住宅を建築す るものであり、異議なしで承認 された。
・議案第 3 号 都市計画法第 4 3 条第 1 項の 規定による建築 物の建築の許可 について ( 鳥取 市長諮問 )	非公開	・申請地に 係る建築物 の用途 専用住宅 ( 公共移 転 )	・県道の拡幅工事により母屋、物 置が移転対象となり、自己所有地 において建築場所を検討したと ころ、申請建物を建築することが でき、かつ、駐車スペースを確保 できるため、本申請地に専用住宅 を建築するものであり、異議なし で承認された。

<p>・議案第4号 都市計画法第 43条第1項の 規定による建築 物の用途の変更 について（鳥取 市長諮問）</p>	<p>非公開</p>	<p>・申請地に 係る建築物 の用途 専用住宅 （やむを得 ない用途変 更）</p>	<p>・申請者の母親は最近認知症の悪化により同居の必要が生じたが、お互いに借家であり、同居するには手狭であるため、環境が良く、職場に近接した市街化調整区域内の専用住宅を購入したものであり、居住者の変更を伴う用途変更の許可申請をするものである。前居住者が申請建物を売却しなければならない理由の妥当性等について意見が出されたが、最終的には異議なしで承認された。</p>
<p>・協議事項 旧都市計画法 第43条第1項 第6号の規定に よる既存宅地確 認制度の廃止に 伴う経過措置期 間終了後の取扱 いについて</p>	<p>非公開</p>		<p>・協議事項の概要について説明した。</p>